

非課税口座（NISA 口座）をお持ちの  
お客さまへ

株式会社 千葉銀行

## 非課税口座（NISA 口座）のみなし廃止措置について

令和3年度の税制改正により、以下に該当されるお客さまは2022年1月1日において「非課税口座廃止届出書」の提出があったものと見なし、非課税口座を廃止しました（みなし廃止）のでお知らせいたします。

### 【対象のお客さま】

- NISA 口座を保有し、2017年分の非課税管理勘定を設定されていたお客さまのうち
  - ・マイナンバー（個人番号）をお届けいただいていたお客さま
  - ・マイナンバー（個人番号）をお届けいただいていたお客さまで  
2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）、または累積投資勘定（つみたてNISA）の設定がなされていなかったお客さま

（ご注意）

主に、弊行でNISA口座を利用していたが、使用できる非課税枠がなかったお客さまが対象です。  
（現在、NISA口座でご購入を継続されているお客さまには影響はございません）

### 【対象のお客さまへ（ご案内）】

- NISA 口座以外の投資信託口座（特定口座・一般口座）に影響はありません。
- 2022年1月1日のNISA 口座廃止時点でNISA 口座にある残高は、お客さまの特定口座（特定口座を保有されていない方は一般口座）に自動的に移管されております。
- 今後、弊行にてNISA 口座の継続をご希望される場合には、NISA 口座開設手続きが必要となりますので、お取引店までご相談ください。

（ご参考：NISA 口座開設手続きに必要な持参物）

- ① 個人番号が確認できる書類（個人番号をお届け済みのお客さまは不要です）  
「個人番号（マイナンバー）カード」または「通知カード」または個人番号が記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」
- ② 本人確認書類※  
「運転免許証」または「旅券（パスポート）」または「各種保険証」等  
※ 顔写真ありの確認書類の場合は1種類、顔写真なしの確認書類の場合は2種類
- ③ 投資信託指定口座（預金口座）のお届印

なお、他の金融機関に2022年分のNISA 口座（一般NISA または つみたてNISA）の開設実績がある方は、上記に加え、その金融機関が発行する「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」も併せてご持参ください。

くわしくは、ちばぎんホームページをご覧くださいか、お近くのちばぎん、または  
テレフォンバンキングセンターまで、お気軽にお問い合わせください。

ちばぎんホームページ

<https://www.chibabank.co.jp/>

ちばぎんテレフォンバンキングセンター

0120-86-7889

通話料無料 携帯からも  
ご利用いただけます。

海外からの通話などフリーダイヤルをご利用いただけない場合

043-300-3270

通話料はお客さまの  
ご負担となります。

電話による受付時間  
**9:00～19:00**  
(月～金 ただし銀行の休業日を除く)